

大分県報

令和二年
第九〇号
三月二十三日

（月曜日）

目次

規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正……………一

告示

土地改良区の定款変更認可……………一

道路区域の変更（五件）……………一

道路の供用開始（二件）……………三

高さ指定道路の指定……………四

特殊車両通行許可不要指定道路の指定……………四

都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………四

規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

大分県規則第十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の別紙二及び第十号様式の別紙二中「第19条の8第3号イからホまで」を「第19条の8第3号イからマまで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和二年三月二十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

土地改良区名

所在地

荻柏原土地改良区

竹田市

令二・三・四

大分県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

国道市国東町成仏字赤根川二九二七番五地先から国東市国東町成仏字赤根川二八七八番二地先まで

県道赤根富来浦線

後

七〇・二
六・八

九一九・一

上の敷地の区分をいう。

A

四四・三
五・七

九六二・六

係図面に表示する敷地の区分をいう。

前

四四・三
五・二

九九七・一

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道両子山武蔵線	国東市武蔵町成吉字片峰四一四番六地先から 国東市武蔵町成吉字城八一〇番地先まで	前	一・九・六 メートル 八・六	一、〇〇一・〇
	国東市武蔵町成吉字片峰四一四番九から 国東市武蔵町成吉字城八一〇番地先まで	後	一・九・六 九・三	一、〇〇一・〇
県道国東安岐線	国東市国東町小原字スケドン四三六二番一地先から 国東市国東町治郎丸字ナラ原四八七番まで	前	一・六・五 九・八	二六〇・〇
	国東市国東町小原字スケドン四三六二番一地先から 国東市国東町治郎丸字ナラ原四八三番二まで	後	三〇・六 九・八	二六〇・〇

大分県告示第百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道別府一の宮線	別府市大字南立石字奥ヶ迫四一番七から 別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番一五まで	前	一・八・八 メートル 一〇・八	五四二・〇
	別府市大字南立石字奥ヶ迫四一番一から 別府市大字南立石字鬼ヶ嶽四〇番一五まで	後	五・四・〇 一・二・〇	五四二・〇
県道東山庄内線	別府市大字東山字中畑前二六九二番九地先から 別府市大字東山字中畑前二六九二番一二地先まで	前	三〇・六 四・二	一〇八・三
	別府市大字東山字中畑前二六九二番二から 別府市大字東山字萩野二七二〇番三六まで	後	八・六・〇 一・六・四	一〇八・三

大分県告示第百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長

一般国道一 九七号	大分市庄境一〇〇〇番から 大分市中鶴崎一丁目一六九番まで	前	三・七 一五・九	メートル	一、六八〇・〇	
	大分市庄境一一三番から 大分市中鶴崎一丁目一六九番まで	後	四三・一 一五・九	メートル	一、六八〇・〇	
	一般国道四 四二号	大分市大字上宗方字宮田三八五番六 から 大分市大字市字ツシ田五二四番まで	前	二六・〇 二〇・五	メートル	一、六六五・〇
			後	二九・四 二〇・五	メートル	一、六六五・〇
	県道弓立上 戸次線	大分市大字河原内字立野三〇六〇番 二地先から 大分市大字河原内字乙丸二八四七番 二まで	前	一二・二 三・三	メートル	六〇〇・六
			後	二六・七 一〇・七	メートル	六〇〇・六
大分県告示第七十五号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 いて一般の縦覧に供する。 令和二年三月二十三日	大分県知事 廣瀬貞					
道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長		
県道日田玖 まで	日田市大字有田字花立一六四一番五 地先から 日田市大字有田字花立一六二九番七 まで	前	一五・〇 一・二・二	メートル 二二一・〇		
大分県告示第七十六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の 供用を開始する。 その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 いて一般の縦覧に供する。 令和二年三月二十三日	大分県知事 廣瀬貞					
道路の種類 及び路線名	供用開始 区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長		
県道国東安岐線	国東市国東町小原字スケドン四三六二番一 地先から 国東市国東町治郎丸字ナラ原四八三番二 まで	後	三四・六 一七・九	メートル 八八・七		
珠線	日田市大字有田字花立一六四一番四 地先から 日田市大字有田字花立一六二九番三 まで	後	二二・五 一・二・六	メートル 一一一・〇		
県道戸畑日 田線	日田市天瀬町馬原字モツソフ一二三 番二地先から 日田市天瀬町馬原字後口八二番三 地先まで	前	一五・八 四・八	メートル 五三二・〇		
県道小畑日 田線	日田市前津江町柚木字大谷一一八八 番一地先から 日田市前津江町柚木字大谷一一九一 番九地先まで	前	二二・八 一・〇	メートル 八八・七		
日田市前津江町柚木字大谷一一八八 番一地先から 日田市前津江町柚木字大谷一一九一 番二まで	後	一〇二・二 九・六	メートル 五三二・〇			

令和二年三月二十三日

大分県報（告示）

三

大分県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大鶴熊取線

日田市大字鶴河内字小淵四六三八番九三から日田市大字鶴河内字ウスグイ四五九四番六一まで

県道戸畑日田線

日田市天瀬町馬原字モツソフ一二三番二から日田市天瀬町馬原字後口八二番七まで

県道小畑日田線

日田市前津江町柚木字大谷一一八八番一地先から日田市前津江町柚木字大谷一一九一番二まで

大分県告示第百七十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区間

指定する期日

一般国道一九七号

大分市大字丹川字池ノ久保二二七番一五六地先から大分市大字毛井字過津留一四八六番一地先まで

佐伯市字岡二八五八番一から

令二・四・一

一般国道二一七号

佐伯市弥生大字小田字湧清水八八七番六地先まで

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第百七十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定する。

令和二年三月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区間

指定する期日

一般国道二一七号

佐伯市字岡二八五八番一から佐伯市弥生大字小田字湧清水八八七番六地先まで

令二・四・一

大分県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・三十号 王子町椎迫線

三 事業施行期間

変更前 平成七年一月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

変更後 平成七年一月二十四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

大分県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年三月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・二十一号 県庁前古国府線

三 事業施行期間

変更前 平成二十五年十二月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

変更後 平成二十五年十二月二十七日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

令和二年三月二十三日

大分県報（告示）